

特別養護老人ホーム「つつじの丘」
短期入所生活介護

重要事項説明書

社会福祉法人 内原野会

当施設は、ご契約者に対して、居宅介護サービスとしての短期入所生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 利用施設

- (1) 介護保険事業者番号 第3970300087号
 (2) 施設の種類 短期入所生活介護
 (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム「つつじの丘」短期入所生活介護
 (4) 施設の所在地 高知県安芸市川北乙1735番地
 (5) 電話番号 0887-35-5557 (事務所)
 0887-35-5527 (介護職員室)
 (6) 管理者氏名 中屋 隆
 (7) 入所定員 5名

2. 職員配置状況(施設入所 50 名、短期入所5名における配置状況)

職種	常勤換算	指定基準
施設長(管理者)	1名	1名
介護職員	16名以上	16名
生活相談員	1名	1名
看護職員	3名以上	3名
機能訓練指導員	1名	1名
介護支援専門員	1名	1名
医師(嘱託)	1名	1名
管理栄養士	1名	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
医師(内科)	隔週(火曜日) 13:00~17:00
介護職員 看護師	標準的な時間帯における配置人員 早朝: 7:00~16:00 4名 日中: 8:30~22:00 8~10名 (看護師:8:30~17:30) 夜間: 22:00~7:30 2名
生活相談員	8:30~17:30
機能訓練指導員	8:30~17:30

※土日は上記と異なります。

3. 当施設が提供するサービス

(1) 以下のサービスについては、居室費、食費を除き通常 9 割(世帯割合証による)が介護保険から給付されます。

①居室の提供

②食事 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:00～18:00

※基本的には上記ですが、季節及びご希望やご本人様の状態に合わせた対応の時間を調整しています。

③入浴 利用者の状況に合わせ、入浴又は清拭を週2回行います。

④排泄介助 個別の状況に合わせ、随時と定時を組み合わせでおこないます。

⑤その他 日常生活全般に関し必要な介護を介護計画により提供します。

⑥機能訓練 利用者の日常生活動作の改善、自立の意欲の促進を図るとともに心身の条件に応じて、機能の維持向上、減退防止の訓練を行います。

サービス利用料金(1日あたり)

下記の利用料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払下さい。

(サービス利用料金は、要介護度に応じて異なります)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	多床室	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
従来型 個室	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円	
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室	5,427円	6,048円	6,705円	7,335円	7,956円
	従来型 個室	5,427円	6,048円	6,705円	7,335円	7,956円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	多床室	603円	672円	745円	815円	884円
	従来型 個室	603円	672円	745円	815円	884円
4. 夜勤職員配置加算(I)	13円 夜勤の介護職員・看護職員数が最低基準を1人以上、上回っている場合					
5. 介護職員等処遇改善加算(I)イ	所定単位数に加算区分(Iイ)加算率(16.3%)を乗じた単位数を算定し、算定された単位数に単価10.0を乗じた額の1割～3割が加算額となります。(介護保険負担割合証によって異なります)					
*6～8の加算は該当者もしくは施設が該当となった場合のみ						
6. 送迎加算(片道)	184円 利用者の心身の状態、家族等の事情等から見て送迎を行うことが必要と認められ、居宅と事業所との間を送迎する場合					
7. サービス提供体制強化加算(I)	22円 施設の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80/100以上である					
8. 緊急短期入所受入加算	90円 介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合					

食 費 ・ 居 住 費			
食事に係る自己負担額	R8年 7月まで	利用者負担第 1 段階	300円
		利用者負担第 2 段階	600円
		利用者負担第 3 段階-①	1,000円
		利用者負担第 3 段階-②	1,300円
		利用者負担第 4 段階	1,445円
	R8年 8月から	利用者負担第 1 段階	300円
		利用者負担第 2 段階	600円
		利用者負担第 3 段階-①	1,030円
		利用者負担第 3 段階-②	1,360円
		利用者負担第 4 段階	1,545円
居住費に係る自己負担額	多床室	利用者負担第 1 段階	0円
		利用者負担第 2 段階	430円
		利用者負担第 3 段階-①	430円
		利用者負担第 3 段階-②	530円 (R8年8月から)
		利用者負担第 4 段階	915円
	従来型 個室	利用者負担第 1 段階	380円
		利用者負担第 2 段階	480円
		利用者負担第 3 段階-①	880円
		利用者負担第 3 段階-②	980円 (R8年8月から)
		利用者負担第 4 段階	1,231円

- ・ 居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定(所得に応じての段階)を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。
- ・ 送迎の時間は、原則として8:30～17:00の間となります。
それ以外の時間帯につきましてはご相談を承りますが、ご利用状況によりお受けできない場合もございますので、ご了承下さい。
- ・ 食事代につきましては、1食毎の提供分を請求させていただきます。
朝食 430円 昼食 540円 夕食 575円 となります (R8年8月から)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービスの概要

日常生活上必要となる諸費用は実費です。

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で負担いただくことが適当であるものは以下のとおりです。

- 特別な食事代
- 専用タオル等の購入実費
- 個人的趣味等の材料費
- 専門業者に出すクリーニング代
- 衣類等、歯ブラシ、歯磨き粉、化粧品、嗜好品等

※下記の諸費用については、個別の相談を受けながら、その都度金額を設定させていただきます。

- その他介護サービスと関連しない経費

4. 短期入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、原則家族対応にてかかりつけ医への受診をお願いします。
利用者様の状態に応じて必要がある場合には、看護職員等により病院への連携を図って対応致します。

利用者又は代理人の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療入院治療を義務づけるものでもありません。)

配置医師の所属する医療機関

医療機関の名称	医療法人瑞風会 森澤病院
所在地	高知県安芸市本町2丁目 13-32

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人瑞風会 森澤病院
所在地	高知県安芸市本町2丁目 13-32
診療科	内科、外科、脳神経外科、整形外科、胃腸科、循環器科 歯科、皮膚科

5. 預り金管理

原則的に現金のお預りはしておりません。

6. 居室の指定及び変更

生活支援の都合上、居室場所の設定に当たっては施設で決定いたします。

7. 施設利用の留意事項

施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、危険物、生活空間に大きく制限が出来る物品等の持込は制限させていただきます。

(2) 面会について

その都度、ご相談下さい。

(3) 施設・設備の使用上の注意

- ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ 故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者により自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

- ・ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

指定の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

8. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に施設サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。
- (3) 利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとします。

9. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

10. 窓口相談、苦情相談

- (1) サービスに関する相談や苦情は、次の窓口で対応します。

お客様相談窓口	電話番号	0887-35-5527
	FAX番号	0887-32-0120
	生活相談員氏名	今西航洋(イマニシ コウヨウ)
	対応時間	8:30~17:30

- (2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

高知県国民健康 保険団体連合会 (国保連)	所在地	高知市丸の内2丁目6番5号
	電話番号	088-820-8410
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	9:00~12:00、13:00~16:00

市町村介護保険 相談窓口 (安芸市役所)	所在地	高知県安芸市土居82番地1
	電話番号	0887-35-1003
	FAX番号	0887-35-1555
	対応時間	8:30~17:15

11. 身体拘束について

介護サービスの提供にあたり、利用者本人又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

12. 高齢者虐待防止について

介護サービスの提供にあたり、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を推進する観点から虐待等の発生を防止するための措置として、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定め配置します。また、高齢者虐待防止に向けた周知を図り、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も虐待について明確にし、防止に向けた充実を図ります。

13. 個人情報に関する基本方針

社会福祉法人 内原野会(以下「法人」)は、保有する利用者等の個人情報に関し適性かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

(1) 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得、利用、第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・福祉関係者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省のガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、委託先への適切な監督をします。

(2) 個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取組みを全役職員に周知徹底させるために、個人情報に関する規則等を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、またはき損の予防及び是正の為、法人内において規則等を整備し、安全対策に努めます。
- ③ 個人情報の開示、訂正、更新、利用停止、削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、相談窓口において速やかに対応します。
- ④ 苦情の対応
法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

14. 個人情報の利用目的

社会福祉法人 内原野会は、個人情報保護法および利用者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報に関する基本指針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者の介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1) 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議等)照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険に係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

(1) 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運營業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等への実習への協力、事例研究等
 - ・ 施設発行の広報誌や行事等の写真の施設内掲示

(2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運營業務のうち、外部監査期間・評価機関等への情報提供

15. 個人情報の使用に係る同意

以下に定める条件の通り、私及び身元引受人は、社会福祉法人 内原野会が、私及び身元引受人、家族の個人情報を利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供または収集することに同意します。

(1) 利用期間

介護サービス提供に必要な期間および契約期間に準じます。

(2) 利用目的

- ① 介護保険における介護認定の申請および更新、変更のため
- ② 利用者に関わる短期入所生活介護サービス計画(ケアプラン)を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ④ 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ⑤ 利用者の利用する介護事業所内でのカンファレンスのため
- ⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑦ その他サービス提供で必要な場合
- ⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合

(3) 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外は決して利用しない。また利用者とのサービス利用に関わり契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

16. 重要事項説明書の追加・変更

介護保険法等の改正により介護サービス利用料が変更、人員配置の変更、勤務時間帯の変更等がある場合は、重要事項説明書を追加・変更し刷新してお渡しいたします。

17. 重要事項説明書の確認及び個人情報使用に係る同意

重要事項説明書を読み合わせして確認されたこと、また個人情報の使用に同意されたことを別紙に記入して証明していただきます。

18. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化などがあった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずる他ご家族の方に速やかに連絡致します。

第一連絡先

氏名	協力病院 森澤病院 主治医
住所	高知県安芸市本町2丁目13番32号
連絡先	0887-34-1155

第二連絡(身元引受人)

氏名	
住所	
連絡先	

19. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価期間名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

20. 介護現場におけるハラスメントの基本方針

基本方針は、職員が安心して働くことができるハラスメントのない労働環境の構築及び利用者に対する継続的で円滑な介護サービスの提供を行うため、事業者として、利用者や家族等(以下「利用者等」という。)によるハラスメントに対する基本的な考え方やその対応について定め、職員への共有及び利用者や家族等への周知を行います。

相談窓口	事業所	: 社会福祉法人内原野会 理事長 小松 悟
	介護職員相談窓口	: 高知県子ども福祉政策部 地域福祉政策課 TEL 090-6366-3000(月～金 10:00 ～16:00)

21. 非常災害時への対応

(1) 災害時の対応

第一に利用者の安全の確保を可能な限り行います。その後、可能な限り速やかにご家族への連絡を行います。このために職員緊急連絡網及びご家族への緊急連絡網を整備します。また、近隣施設応援体制を構築します。

(2) 防火設備

スプリンクラー屋内消火設備、自動火災報知設備、非常通報設備等

(3) 防火訓練

消防法令に基づき、消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を実施しています。

- ・ 年3回(地震及び風水害) ・ 年2回(避難訓練、うち1回は夜間想定)
- ・ 福祉避難所開設の訓練(年1回)

(4) 非常災害対策

非常災害対策として消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備を設け、関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に職員に周知します。

(5) 災害に備えて

非常食料、飲料水、医薬品、日用品等の備蓄をしています。また、電話回線不通となった場合に備えて、消防署等と無線で交信できるようにしています。

22. 重要事項説明書の施行日

この重要事項説明書は、平成15年4月1日施行します。

平成27年 6月 1日施行改正	平成27年 8月 1日施行改正
平成29年 4月 1日施行改正	平成30年 4月 1日施行改正
平成30年 9月 1日施行改正	令和 1年10月 1日施行改正
令和 2年 1月 1日施行改正	令和 2年 4月 1日施行改正
令和 2年 9月 1日施行改正	令和 3年 4月 1日施行改正
令和 4年10月 1日施行改正	令和 5年 4月 1日施行改正
令和 6年 4月 1日施行改正	令和 7年12月 1日施行改正
令和 8年 4月 1日施行改正	令和 8年 6月 1日施行改正